

令和 7 年第 1 3 回
志木市農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月 25 日

志木市農業委員会

令和7年第13回志木市農業委員会総会日程

令和7年12月25日（木）午後2時00分

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

（1）議案第26号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第4 諸報告

（1）報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る取下について

（2）報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

（3）報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第5 協議事項

（1）次回総会日程について

（2）その他

第6 閉会

《議事録令和7年第13回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月25日（木）午後1時55分から午後3時00分

2. 開催場所 志木市役所 2階 大会議室2-1

3. 出席委員（12人）

会長 13番 田中 滿男

委員	1番	細田 公雄
	2番	清水 隆司
	4番	志村 二美重
	5番	小山 武英
	6番	斎藤 正歳
職務代理	7番	波澄 洋子
	8番	佐藤 浩之
	9番	金子 秀之
	10番	三枝 将樹
	11番	細田 次男
	12番	清水 修

欠席 3番 池ノ内 善和

4. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

第4 諸報告

第5 協議事項

第6 閉会

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 渋谷 聰

書 記 小林 寛尚

6. 会議の概要

○事務局長

定刻になりましたので、令和7年第13回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、13人中12人でございまして、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和7年第13回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、5番 小山武英委員、6番 齊藤正歳委員にお願いいたします。
併せて、書記として小林主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

(1) 議案第26号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

事務局朗読をお願いいたします。

○小林主事【事務局説明】

本案件は、引き続き農業経営を行っている旨についての証明です。こちらは、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出こととなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。受付番号53番の申請人及び農地の状況につきましては、清水隆司委員にご同行いただいて確認してまいりました。この後、清水委員よりご説明がございます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第26号 受付番号53番につきましては、
細田公雄委員より、説明報告を求めます。

○2番 清水隆司委員

会長の指名がありましたので、議案第26号受付番号53番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ●●●氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、5ページをお開きください。

市役所から県道を○○方面へ進み、■■■の交差点を○折、○キロほど進み、■■交差点を○折した後、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、○○が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である ●●●氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第26号 受付番号53番について、質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行ないます。本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第26号 受付番号53番は可決されました。
ありがとうございました。

○田中会長

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

- (1) 報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る取下について
- (1) 報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- (1) 報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○小林主事【事務局説明】

事務局朗読

○田中会長

それでは、報告第16号受付番号17番につきまして清水修委員の報告を求めます。

○12番 清水修委員

会長の指名がありましたので、報告第16号 受付番号17番について、説明、報告を行います。

資料は、6ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を×××方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しております、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、報告第17号 受付番号16番につきまして、金子秀之委員の報告を求めます。

○9番 金子委員

会長の指名がありましたので、報告第17号 受付番号16番について、説明、報告を行います。

資料は、7ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を×××方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しております、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、報告第17号 受付番号18番につきまして、三枝将樹委員の報告を求めます。

○10番 三枝委員

会長の指名がありましたので、報告第17号 受付番号18番について、説明、報告を行います。

資料は、8ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を×××方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しております、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、報告第18号 受付番号15番につきまして、清水修委員の報告を求めます。

○12番 清水修委員

会長の指名がありましたので、報告第18号 受付番号15番について、説明、報告を行います。

資料は、6ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を×××方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しております、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、報告第18号 受付番号16番につきまして、佐藤浩之委員の報告を求めます。

○8番 佐藤委員

会長の指名がありましたので、報告第18号 受付番号16番について、説明、報告を行います。

資料は、9ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を×××方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しております、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、報告第18号 受付番号17番につきまして、私、田中よりの報告をいたします。

○13番 田中会長

資料は、10ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を×××方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しております、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

それでは、報告第16号から18号について、質疑のある方挙手を求めます。

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。
協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、

令和8年1月23日 金曜日、午後3時、志木市役所2階 大会議室2-1で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、令和8年1月23日 金曜日、午後3時ということでよろしくお願ひいたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何もないようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 小林主事【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

- ① 生産緑地の買い取り斡旋について
- ② 産業祭・市民まつりについて
- ③ 新年会の開催について
- ④ 地域計画の今後について
- ⑤ 野焼きについて
- ⑥ 8, 1調査について

⑦ 朝霞地区農業委員会研修会・懇親会について

以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和7年第13回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました

議事録署名簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和7年12月25日

志木市農業委員会議長 田中 満男

5番 小山 武英

6番 齋藤 正歳